# 有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	あいらの杜 東久留米
定員・室数	57 人 • 57 室

# 有料老人ホームの類型・表示事項

類   型	介護付(一般型)				
サ付登録の有無	無				
居住の権利形態	利用権方式				
利用料の支払方式	選択方式				
入居時の要件	混合型(自立含む)				
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護(一般型)				
居 室 区 分	定員1人				
介護に関わる職員体制	3:1以上				

#### 1 事業主体

	<u> </u>	<u> </u>	l'T'											
						法人等	の種別		Ė	営利法人				
名	名				称	フリカ゛ナ		カフ゛シ	/キガ イシャ ハ	レコーホ゜レーション				
						名 称	称 株式会社 はれコーポレーション							
<del>}</del> 4	たるっ	車 致	i iii. a	)所有	- +#r	〒 7	700-0822							
土./	(	尹 ⁄伤	יי ולל	7 771 13	C JU			岡山県岡山市:	北区表町1	丁目5番1号				
連				先	電 話	ī 話 番 号 086-803-5080								
進		7	百		兀	ファック	クス番号		086-803-5081					
ホ	I	ム	~	J	ジ	http://w	ww.hale.co	o. jp/						
代	表	者	職	氏	名	役職名	代表取締律	<b>空</b>	氏名	上川 敏敬				
設	立	结	丰	月	日	平成14年8月8日								
主	な	<u> </u>	事	業	等	有料老人ホームならびにサービス付き高齢者向け住宅の管理運営								

**東業主体が東京都内で宝施する企業保険制度による指定企業サービス** 

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			<i>,,,</i> –
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	2	あいらの杜 東久留米 あいらの杜 江戸川篠崎	東京都東久留米市八幡町1-2-5 東京都江戸川区篠崎町5-9-1
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
〔地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看記	獲 なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介	0.0		
複合型サーピス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
民宅介護支援	なし		

<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし	あいらの杜 東久留米 あいらの杜 江戸川篠崎	東京都東久留米市八幡町1-2-5 東京都江戸川区篠崎町5-9-1
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>	>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

# 2 事業所概要

2	事業所概要													
Þ	=	カリ	カ゛ナ				アイラノモ	リヒカ	゛シクル	X				
名	/	名	称	•••••		あ	いらの	D杜	東久智	習米		•••••	••••	•••••
	-	=	203-	0042										
所	在	也——			 東京都	『東久留》	市八	播町1	1丁目:	2番5-	号			
	.,	. 電	話番	号										
連	絡	も ファ	アックス	番号										
ホ	- Д ~ - ·	ジhtt	p://www.l	na l eno:	sumai.	jp/								
介	護保険事業所番	클				· 京都13	7 4 8	3 0 2	2 1 0	4				
管	理者職氏。	名 役	職名 施調	没長			氏	名	門	智田	 召			
事	業開始年月	3				平	成 23	3 年	11 J	1	日			
届	出 年 月	1				平	成 23	3 年	10 月	24	日			
届	出上の開設年月	3	平 成 23 年 11 月 1 日											
11-1- 1	<u> </u>	新規	見指定年月	日(初	刀回)	平	成 3	1 年	2 月	1	日			
(特)	定施設入居者生活介記	指定	三の有効期	間		令	和 7	年	1 月	31	日	まで	C C	
介記		新規	見指定年月	日(初	刀回)	平	成 3	1 年	2 F	1	日			
特员	官施設入居者生活介護	指定	指定の有効期間											
事	業所へのアクセ		t池袋線 tバス「タ			西口) ]バス停」	下車	徒	步 1 分	}				
施記	<b>设・設備等の状況</b>													
il il	女 地	権	利形態	_	_	抵当権	あ	IJ						
男	义 坦	面	i 積	2134.	<b>57</b> m²									
		権	利形態	賃貸	貸借	抵当権	あ	IJ						
		延	床面積	2136.	15 m <sup>2</sup>	うも	ち有料	老人	ホー	ム分	2136	6. 15	m²	
		7	竣工日			平	成 23	3 年	9 月	29	日			
趸	建物		<b>数</b>				地上	:	3	階		地下	なし	階
		階	ī <u></u>	うち有	料老人	.ホーム分	地上	<u>.</u>	3	階		地下	なし	階
		構造	告 耐	火建築	物	建築物戶	用途区	分		有	料老	人ホ	ーム	
		併記	设施設等	なし		(								)

(4) (大力) がっ 押 亜	ᆲᄱ	亨	契約期間	<b></b>	<sup>2</sup> 成24年4	月1日	$\sim$	令和24	年3月3	1日
賃貸借契約の概要	建物	É	自動更新	新 あり						
	階定	[員	室数				面積			
	1階 1	人	13		18	m²	~	19. 2	m²	
   居	2階 1	人	22		18	m²	$\sim$	19. 2	m²	
	3階 1	人	22		18	m²	$\sim$	19. 2	m²	
						m²	$\sim$		m²	
						m²	$\sim$		m²	
	階定	[員	室数				面積			
一 時 介 護 室						m²	$\sim$		m²	
						m²	$\sim$		m²	
便所	居室	全室	設置	共同便所	3	箇所	(	男女夫	押	)
   浴 室	居室	设置	なし	共同浴室	個浴:	5	大浴槽	: <b>0</b> 杉	幾械浴:	1
TH ±	併設施設	분と0	の共用	なし	(					)
   食 堂	兼用		あり	(	機	能訓練	摩室及び診	総話室等に	使用	)
及	併設施設	とと0	の共用	なし	(					)
その他の共用施設	あり	-	(	地域交流	スペース	、、応接	<b>室、健</b> 康	管理室、	脱衣室	)
エレベーター	あり		1	基						
消防設備	自動火災	と報!	知設備	: あり	火災通報	装置:	あり	スプリンク	7ラー:	あり
緊急呼出装置	居室:	7	あり	便所:	あり	浴室	: あ	り脱衣	室:	あり

3 従業者に関する事項								
職種別の従業者の人数及び	バその勤務	形態						
① 有料老人ホームの	職員の人	数及びその	勤務形態					
職種 実人数	常	勤	非	常勤	合計	常勤換算	兼務状況 等	
	専従	非専従	専従	非専従		人数	来伤 <u>伙</u> 。	
管理者 (施設長)		1			1人	0. 5	生活相談員	
生活相談員		2			2人	1. 0	管理者、計画作成担当者	
看護職員:直接雇用	3		1		4人	3. 8	機能訓練指導員	
看護職員:派遣					0人	ა. ი	放化训队任务员	
介護職員:直接雇用	11		3	3	17人	15. 2	夜間時間帯(20時~6	
介護職員:派遣	•				0人	13. 2	時)に2名配置	
機能訓練指導員	1				1人	1. 0	柔道整復師	
計画作成担当者		1			1人	0. 5	生活相談員	
栄養士					0人			
調理員					8人		(株) Dear Plus One	
事務員	1				1人	1. 0		
その他従業者	1		2		3人	2. 6		
② 1週間のうち、常	勤の従業	者が勤務す	~べき時間	数	40 時間			
③-1 介護職員の資	格				=			
資格 延べ	常	勤	非	常勤				
人数	専従	非専従	専従	非専従				
介護福祉士	6		1	1				
実務者研修								
介護職員初任者研修	4	1	2	1				
介護支援専門員		1						
たん吸引等研修(不特定)								
たん吸引等研修(特定)					_			
資格なし	1			1				

3-2	機能訓	練指導	員の資	格								
次坎		延べ		常勤			非常勤	J				
資格		人数	専従	É J	丰専従	専従	自身	専従				
理学	療法士											
作業	療法士											
言語	聴覚士											
看護	師又は准	看護師										
柔道	整復師		1						]			
あん摩	をマッサージ	ジ指圧師										
はり	師又はき	ゅう師										
3 - 3	管理者	(施設	長) の	資格					介護職員	初任者研修	5	
④ 夜	勤・宿直	体制										
配置	職員数が	最も少	ない時	間帯		19	時 3	80 分	~ 7	時 30	分	
上記	時間帯の	職員配	置数			介護職	損	2 人.	以上	看護職員	0 人.	以上
⑤ 特	定施設入	居者生	活介護	の従業	美者の /	人数等			①と同し	このため記ん	入省略	
職種		実人数		常勤			非常勤	J	合計	常勤換算	<b></b>	状況
和联个里		夫八奴	専従	É J	事従	専従	自身	専従		人数	水纺	1/\ (t)L
生活	相談員								0人			
看護	職員								0人			
介護	職員								0人			
機能	訓練指導	員							0人			
計画	作成担当	者							0人			
⑤ <b>−</b> 1	介護職	員の資	格						3)-1と同	引じのため	記入省略	
資格		延べ		常勤			非常勤	J				
貝俗		人数	専従	É J	丰専従	専従	自身	丰専従	Ī			
介護	福祉士											
実務	者研修											
介護耶	<b></b>	首研修										
介護	支援専門	員										
たん吸	引等研修(	不特定)							]			
たん吸	引等研修(	特定)										
資格	なし											
5-2	機能訓	練指導	員の資	格					ا∠ 2 −3	引じのため記	記入省略	
資格		延べ		常勤			非常勤	J				
貝俗		人数	専従	É J	丰専従	専従	自身	専従	]			
理学	療法士								1			
作業	療法士								1			
言語	聴覚士								1			
看護	師又は准	看護師							1			
柔道	整復師								1			
あん摩	§マッサーシ	/指圧師							/			
はり	師又はき	ゅう師										
$\bigcirc$ 3	看護職	員及び	介護職	員1/	当たり	(常勤	协換算)	の利用	用者数		2. 8	人
έ業者の職	微種別・剪	勘続年数	效別人数	数 (本	事業所	におけ	る勤続	年数)				
勤続		職種	看護	職員	介護	職員	生活	相談員	機能訓	練指導員	計画作品	战担当者
年数	_ \	机化型	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未	満											
1年以	上3年未	:満	3	1	11	6	2	0	1	0	1	0
3年以	上5年未	:満										
5年以	上10年未	満										

10年以上										
合計	3	1	11	6	2	0	1	0	1	0

4 サービスの内容									
提供するサービス									
食事の提供サービス		あり ( 委託 )							
食事介助サービス		あり							
入浴介助サービス		あり							
排せつ介助サービス		あり							
居室の清掃・洗濯サー	ービス等家事扱	受助サービス あり							
相談対応サービス		あり							
健康管理サービス(気	定期的な健康診								
服薬管理サービス		あり							
金銭管理サービス		なし							
確認の方法		成するケアプランに沿って安否確認を行います。							
きる医療的ケ アの内容 <b>素等</b> に	は希望するその他(こつきましては、協	ケアを実施します。罹病または負傷し治療が必要となった場合は、協力医療機関 の医療機関等において、治療が受けられるよう対応します。また、胃ろうや在宅酸 3力医療機関医師との事前の相談が必要となります。							
医療機関との連携・は									
	名称	医療法人 五麟会 黒目川診療所							
	所在地	東京都東久留米市八幡町1-7-15 距離:約400m 所要時間:3分							
協力医療機関(1)	協力の内容	診療科目:内科・呼吸器内科・循環器内科・神経内科 協力内容:訪問診療、往診、受診、治療 ※医療費等は利用者負担となります。							
	名称	医療法人 五麟会 まちだ訪問クリニック							
	所在地	埼玉県朝霞市本町1-34-1 距離:約11.5km 所要時間:35分							
協力医療機関(2)	協力の内容	診療科目:内科・循環器科・呼吸器科・神経科 協力内容:入居者に対し、必要の都度、診療、治療、健康相 談、医療費等は利用者負担となります。							
	名称	東久留米なごみ内科診療所							
	所在地	東京都東久留米市幸町3-11-14 距離:約1.5km 所要時間:6分							
協力医療機関(3)	協力の内容	診療科目:内科・呼吸器内科・循環器内科・神経内科 協力内容:訪問診療、往診、受診、治療 ※医療費等は利用者負担となります。							
	名称	  医療法人社団   欅会 東久留米クリニック							
	所在地	東京都東久留米市新川町2-2-22 距離:約3.1km 所要時間:13分							
協力医療機関(4)		診療科目:人工透析・一般内科・泌尿器科・通所リハ 協力内容:透析患者の無料送迎・受診・治療 ※医療費等は利用者負担となります。							
	名称	医療法人社団 山本・前田記念会 前田病院							
	所在地	東京都東久留米市中央町5-13-34 距離:約1.2km 所要時間:5分							
協力医療機関(5)		診療科目:整形外科・脳神経外科・救急科・麻酔科協力内容:入居者に対し、必要の都度、診療、治療、健康相 談、医療費等は利用者負担となります。							
	名称	医療法人社団 恵友会 三恵病院							
	所在地	東京都東村山市青葉町3-29-1 距離:約2.8km 所要時間:9分							
協力医療機関(6)		診療科目:内科・精神科・神経科 協力内容:入居者に対し、必要の都度、診療、治療、健康相 談、医療費等は利用者負担となります。							

ı		名称	医療法人財団 保養会	<b>竹丘病院</b>				
		所在地		7 距離:約1.3km 所要時間:6分				
	協力医療機関(7)	協力の内容	診療科目:内科・胃腸科 協力内容:入居者に対し	・循環器科・皮膚科・リハビリテーション科 、必要の都度、診療、治療、健康相 は利用者負担となります。				
		名称	メイプルクリニック					
		所在地	埼玉県所沢市山口33-1	グランデ-ル202				
	協力医療機関(8)	協力の内容	協力内容:入居者に対し	外科・循環器内科・消化器内科 、必要の都度、診療、治療、健康相 は利用者負担となります。				
		名称	医療法人社団 雅会					
		所在地	東京都清瀬市野塩1-32	28				
	協力医療機関(9)	協力の内容	診療科目:内科・整形外科・泌尿器科・皮膚科・小児科 協力内容:入居者に対し、必要の都度、診療、治療、健康相 談、医療費等は利用者負担となります。					
		名称	ながさか歯科クリニッ	<b>ク</b>				
		所在地	東京都立川市錦町6-2-	15 距離:約15.0km 所要時間:40分				
	協力歯科医療機関	協力の内容	診療科目:歯科 協力内容:入居者の希望 等は利用者負	による受診・治療の協力・訪問診療・医療費 担となります。				
介	護保険加算サービス	、等						
	個別機能訓練加算		なし					
	夜間看護体制加算			あり				
	看取り介護加算			なし				
	医療機関連携加算			あり				
	認知症専門ケア加算	算		なし				
	サービス提供体制的	強化加算		なし				
	介護職員処遇改善力	加算		あり(I)				
	入居継続支援加算			なし				
	生活機能向上連携力	加算		なし				
	若年性認知症入居	者受入加算		なし				
	口腔衛生管理体制力	加算		なし				
	栄養スクリーニング	グ加算		なし				
	退院・退所時連携が	加算		あり				
	人員配置が手厚いた	介護サービスの	の実施	なし				
	短期利用特定施設	入居者生活介記	護の算定	不可				
利	用者の個別的な選択	によるサーヒ	ズ提供	あり				
運	営懇談会の開催			あり (年 2 回予定)				
	入居者の人数が少ない	などのため実施し	ない場合の代替措置					
自	費によるショートス	テイ事業		なし				
人居に	こ当たっての留意事具	項						
		年齢	概ね65歳以上					
		要介護度	自立・要支援・要介護					
入	居の条件	医療的ケア	要相談					
		認知症	要相談					
		その他	身元引受人を2名立て					
	元月文人寺の余 <u> </u>	において、入居	者と連帯して履行の青を負	5で、本契約に基つく人居者の事業者に対する債務 5とともに、事業者が管理規程に定めるところに従				
			原則3日間					
体	験入居	利用料金	宿泊費として1日5,000	円				
		その他	生活サポート費(体験利用中の	生活援助・介助)として1日5,000円 食費実費				

ス院時の契約の取扱 り 負担については、家賃相当額及び管理費については、不在の場合であっても 費用が発生します。
ため紫急やむを得ない場合を除き、身体物東その他人居者の行動の制限は行いません。ただし、緊急やむを得す身体的東で行う場合の手続 を行う場合の手続 を持ちているといるとさいを見ないたとした。 本業者は、人居者が次の各号のいずれかに競し、かつ、そのことはことり本契約をおこれと時実にわたって維持することが公益急走着くる関連を認められる場合には、これを開示します。 本業者は、人居者が次の各号のいずれかに対し、かつ、そのことに、人居契約書第29条(事業者からの契約解除)第2項及び第3項に規定したを外でに、本契約を解除することがあります。 一般には、人居者がの変ものを支払いを主めているといる場合により入居したとき 三 第3条第4項の規定に違反したとき 正 入居者の行動が、他の入居者又は栄養の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した急れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法では、れておいずに表するとができないとき 要が、第3条第4項の規定とないとき 要が、第3条第4項の規定とないとき での他の居室への移動 本り 相手を一手続 利用料金の変更 前払金の調整 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いるといるともに、、入居者本人又は身元引受人等の同意を得た上で、一定の観察期間を経たのち、居室を変更することがあります。 利用料金の変更 なし 経済ホーム等のの能居 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のため必 を行いますが、より適切な介護等のための意見を聴くとも に、入居者を行いますが、より適切な介護等のための意見を使う。
来にわたって維持することが社会通念上着しく困難と認められる場合に、入居契約書第29条 (事業者からの契約解除)第2項及び第3項に規定した条件の下に、本契約を解除することが あります。
一時介護室への移動   なし   判断基準・手続   利用料金の変更   前払金の調整   従前居室との仕様 の変更   一方であるとホームが判断する場合に、事業者指定の医師の意見を聴くとともに、入居者本人又は身元引受人等の同意を得た上で、一定の観察期間を経たのち、居室を変更することがあります。   利用料金の変更   なし   従前居室との仕様 なし   投前居室との仕様 なし   提携ホーム等への転居   なし   担勝基準・手続   なし   担勝基準・手続   なし   日本
判断基準・手続
利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様 の変更 その他の居室への移動 あり 関則として入居した居室にて介護を行いますが、より適切な介護等のため必要であるとホームが判断する場合に、事業者指定の医師の意見を聴くとともに、入居者本人又は身元引受人等の同意を得た上で、一定の観察期間を経たのち、居室を変更することがあります。 利用料金の変更 なし 前払金の調整 なし 従前居室との仕様 の変更 なし 提携ホーム等への転居 なし 判断基準・手続
前払金の調整         従前居室との仕様の変更           その他の居室への移動         あり           判断基準・手続         原則として入居した居室にて介護を行いますが、より適切な介護等のため必要であるとホームが判断する場合に、事業者指定の医師の意見を聴くとともに、入居者本人又は身元引受人等の同意を得た上で、一定の観察期間を経たのち、居室を変更することがあります。           利用料金の変更         なし           前払金の調整         なし           提携ホーム等への転居         なし           判断基準・手続         なし
<ul> <li>従前居室との仕様の変更</li> <li>その他の居室への移動 あり</li> <li>判断基準・手続</li> <li>原則として入居した居室にて介護を行いますが、より適切な介護等のため必要であるとホームが判断する場合に、事業者指定の医師の意見を聴くとともに、入居者本人又は身元引受人等の同意を得た上で、一定の観察期間を経たのち、居室を変更することがあります。</li> <li>利用料金の変更 なし前払金の調整 なし</li> <li>従前居室との仕様の変更 なし</li> <li>提携ホーム等への転居 なし</li> <li>判断基準・手続</li> </ul>
の変更         その他の居室への移動         あり           判断基準・手続         原則として入居した居室にて介護を行いますが、より適切な介護等のため必要であるとホームが判断する場合に、事業者指定の医師の意見を聴くとともに、入居者本人又は身元引受人等の同意を得た上で、一定の観察期間を経たのち、居室を変更することがあります。           利用料金の変更         なし           従前居室との仕様の変更         なし           提携ホーム等への転居         なし           判断基準・手続         なし
判断基準・手続   原則として入居した居室にて介護を行いますが、より適切な介護等のため必要であるとホームが判断する場合に、事業者指定の医師の意見を聴くとともに、入居者本人又は身元引受人等の同意を得た上で、一定の観察期間を経たのち、居室を変更することがあります。   利用料金の変更   なし   従前居室との仕様の変更   なし   提携ホーム等への転居   なし   判断基準・手続
判断基準・手続 要であるとホームが判断する場合に、事業者指定の医師の意見を聴くとともに、入居者本人又は身元引受人等の同意を得た上で、一定の観察期間を経たのち、居室を変更することがあります。  利用料金の変更 なし
前払金の調整       なし         従前居室との仕様の変更       なし         提携ホーム等への転居       なし         判断基準・手続       なし
従前居室との仕様の変更     なし       提携ホーム等への転居     なし       判断基準・手続
の変更     なし       提携ホーム等への転居     なし       判断基準・手続     ***
判断基準・手続
利用料金の変更
前払金の調整
従前居室との仕様 の変更
苦情対応窓口
窓口の名称1 東久留米
電話番号 042-479-2180
対応時間 9:00 ~ 17:00 ( <b>月曜日~金曜日</b> )
窓口の名称2 東久留米市役所 介護福祉課
電話番号 042-470-7777
対応時間 9:00 ~ 17:00 (月曜日~金曜日(祝日を除く))
窓口の名称3 東京都庁 国民健康保険団体連合会 苦情相談専用
電話番号 03-6238-0177
対応時間 9:00 ~ 17:00 (月曜日~金曜日(祝日を除く))
対応時間 9:00 ~ 17:00 (月曜日~金曜日(祝日を除く))
対応時間9:00 ~ 17:00 (月曜日~金曜日(祝日を除く))窓口の名称 4東京都庁 福祉保健局 高齢社会対策本部 施設支援課

賠	償責任保険の加入	あり	保険の名称:	施設賠償責何	壬保険(あいお	おいニッセイ同和損害保険株式会社
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等						
	アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり					
	東京都福祉サービス第	三者評価の	実施	なし	結果の公	表
	その他機関による第三	者評価の実	施	あり	結果の公	表 その他

#### 5 入居者

	ハルロ															
介	護度別・年齢別入居者数	平.	均年	齢:		88. 2	歳		入	居者数4	合計	:	Ę	57 人		
	年齢 介護度	自立	要才	支援 1	要	支援 2	要	介護 1	要	介護 2	要介	↑護3	要	介護4	要介記	護 5
	65歳未満	0		0		0		0		0		0		0		0
	65歳以上75歳未満	0		0		0		0		0		1		2		0
	75歳以上85歳未満	0		0		1		3		4		1		1		0
	85歳以上	0		3		3		9		12		9		3		5
	合計	0		3		4		12		16		11		6		5
入	居継続期間別入居者数															
	入居期間	6月未	満	6月以 1年未		1年以 5年未		5年以 10年末		10年以 15年未		15年以	上	,	合計	
	入居者数		10	1	21	:	26		0		0		0		57	
男	女別入居者数	男性:			16	人		女性:		4	41	人				
								100	%	(定員	に対	付する	入月	計者数)		
直	近1年間に退去した者の人	数と理	曲													
	理由			人数					理	由				人数	ζ	
	自宅・家族同居					1		つ他の福 等へ転居		設・高齢	<b>冷者</b> 自	Ē				
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居					2	医療	紫機関へ	の入	.院						4
	介護老人保健施設へ転居					1	死亡	-								4
	介護療養型医療施設へ転居					1	その	)他								
	他の有料老人ホームへ転居					2		退去	去者	数合計	•					15

#### 6 利用料金

入	居準備?	費用	なし		円
	明内細訳				
	支払日	・支払方	法		
	解約時	が返還			
敷	金		あり		
	金額			400,000 円	※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。

#### 家賃及びサービスの対価

					(内訳)		
プランの名称	前払金	月額利用料	家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
月払い方式	0円	234, 840円	93, 000	90, 000		51, 840	電気代実費
前払い方式	3, 780, 000円	198, 840円	57, 000	90, 000		51, 840	電気代実費
		0円					
		0円				-	

月額単価(36,000円)× 想定居住期間(84月)+想定居住期間を越えて契約が継続する場合に備えて受領する額(756,000円) により算出

# (月額単価の説明)

前払金

前払金のうち20%を「想定居住期間を越えて入居契約が継続する場合に備えて受領する家賃相当額」として合理的に 算出された額を前払金の非返還対象分とし、残りの80%を償却期間84ケ月(2557日)で均等償却する。 36,000円/月×84ケ月(償却期間)+想定居住期間を越えて契約が継続する場合に備えて受領する額(756,000円)=3,780,000円

			(償却期間の説明)		
			84ケ月:過去の実績等から以下の前提条件を設け、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が運 営する入居者生活保証制度におけるデータを使用して、想定居住期間等を策定。		
	各料金	家賃	施設借上料を基に月額負担額を選択する家賃を設定(非課税) 目払い方式:93,000円、前払い方式:57,000円		
電の内 内 で理費 で理費 で理費 で理費 で理費 の で理費 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の					
	明細	介護費用	まし ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。		
			月食 500 円・昼食 614 円・夕食 614 円 間食 0 円		
			1日当たり 1,728 円 × 30日で積算		
		食費	研房管理運営費 円など (食事をキャンセルする場合の取扱いについて)		
			食事を欠食される場合は、2日前までにお知らせください。 R食の場合食材費の返金となります。朝 90円 昼 110円 タ 110円		
			B室内電気代については、各室の使用実績に応じて支払うものとする:課税 トゾン脱臭機器使用料 990円:課税		
前	払金	☆の取扱い	1 2 2 1000 100 HR 100 104 1		
		払日・ 払方法	ご入居までに当社の指定する銀行口座へ振り込んで頂きます。		
	償:	却開始日	入居日		
	返	還対象とし	あり 前払金の20%		
	ない額 位置べは 想定居住期		位置づけ 想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した 入居者の家賃等に充当		
		約終了時の 還金の算定 式	下記の算式により返還金を算出します。 返還金=3,780,000×80%÷2557日×契約終了日から償却期間		
			期間:3か月 起算日:入居した日		
	亡: の:	期解約(死 退去含む) 返還金の算 方式	入居日の翌日から3月以内の契約解除の場合又は死亡により契約終了の場合は、受領済みの前払い金を全額返還します。但し、利用期間に係る利用料を下記算定方法に基づき受領します。 ・算定方法(3,780,000円×80%÷84か月)÷30日=1,200円 ・月払い利用料については、日割り精算を行います。		
	, E ,	NEE 1411 1712	・必要な現状回復費用があれば、受領します。		
	$\vdash$	還期限 全措置	契約終了日から 90 日以内 <b>80</b> 日以内 <b>あり</b> 保全先: (公社)全国有料老人ホーム協会(補償限度額500万円)		
	小.	工11 恒	(公社)全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度に加入。		
	そ項	の他留意事	当社が個別入居者について基金に拠出金を支払うことにより、万一倒産等に至り、入居者の全てが退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に、償却期間終了後においても保証金として500万円が入居者に支払われます。(500万円前払い金総額に対する保証額)		
月	額利	川用料の取	ξV)		
		払日・ 払方法	月額の管理費、食費、家賃の支払については、翌月分を前払いすることとし、又、居室電気代、立替費用は前月分を毎月25日(銀行休業日の場合は翌日)に、銀行口座から自動引落します。なお、引落する口座は当社の指定する銀行の口座とします。銀行引き落とし手数料は、入居者負担とします。入居者又は身元引受人宛に費用項目との明細をつけ毎月15日までに請求します。なお、自動引落が不能な場合は、当社指定口座への振込みにて支払っていただきます。		
	そ頃	の他留意事	なし		

### 介護保険サービスの自己負担額

※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2割)を負担する。

(30日換算	<u> ・自己負担1割の</u>	<b>)</b> 場合)				
	基本単位	加算	処遇改善加算	総単位数	介護報酬	自己負担額
介護度	а	b	$c = (a+b) \times d$	e=a+b+c	f=e×地域別単価	g=f×0.1
71 112/2		1	小数点以下	!	小数点以下	小数点以下
			四捨五入		切捨て	切上げ
要支援1	5,430	80	452	5,962	62,302円	6,231円
要支援2	9,300	80	769	10,149	106,057円	10,606円
要介護1	16,080	80	1,325	17,485	182,718円	18,272円
要介護2	18,060	80	1,487	19,627	205,102円	20,511円
要介護3	20,130	80	1,657	21,867	228,510円	22,851円
要介護4	22,050	80	1,815	23,945	250,225円	25,023円
要介護5	24,120	80	1,984	26,184	273,622円	27,363円

	加算の種類	単位・割合	算定	備考
	個別機能訓練加算	0/日	なし	
	夜間看護体制加算	10/日	あり	要介護のみ
	看取り介護加算	0/日	なし	対象者のみ
	医療機関連携加算	80/月	あり	対象者のみ
ь	認知症専門ケア加算	0/日	なし	
Ь В		0/日	なし	
	入居継続支援加算	0/日	なし	要介護のみ
	生活機能向上連携加算	0/月	なし	
	若年性認知症入居者受入加算	0/日	なし	対象者のみ
	口腔衛生管理体制加算	0/月	なし	
	栄養スクリーニング加算	_	なし	対象者のみ
	退院•退所時連携加算	30/日(上限30日)	あり	対象者のみ
d	介護職員処遇改善加算	8.20%	あり( I )	

当ホームの地域別単価は10.45です。(東久留米市)

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料

一部有料 (サービスごとの料金は一覧表のとおり)

#### 料金改定の手続

ホームが所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案の上、運営懇談会の 意見を聴いて改定します。

## 【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

7	プランの名称		月払い方式	
				単位:円
	入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
	0	400, 000	0	222, 840
	※利用者の個別的な選択	による生活支援サービス	、利用料及び介護保険サービス <i>の</i>	自己負担額は含まない。

#### 7 入居希望者等への事前の情報開示

	入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
Ī	管 理 規 程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
	事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	書及び一覧表・適 受け、理解しまし		頁目に
_	年	月	日
署名			印

説明年月日			
	年	月	日
説明者職・氏症	名		
職			
氏名			印